

## 1. 計画策定の趣旨

---

## 1-1. 計画策定の背景と目的

地域の公共交通は、自家用車を利用できない人にとっては生活を維持するために必要不可欠な移動手段であり、近年は地域の高齢化や運転免許証の自主返納などによる移動制約者の増加に伴い、その重要性はさらに高まっている。

本町では、移動手段を持たない移動制約者の生活を支援するべく、2009（平成 21）年 3 月に「四万十町生活交通再編基本方針」及び「四万十町生活交通再編行動計画」を独自にとりまとめた。この方針と計画に従い、2011（平成 23 年）1 月に十和地域の公共交通空白地区における移動手段としてコミュニティバスの実証運行を開始し、運行に係る課題を解決しつつ利用促進にも取り組み、本格運行に移行させている。その後は大正地域、窪川地域でも同様にコミュニティバスの運行に取り組み、利用者の少ない路線バスからコミュニティバスへの転換、運行の効率化、利用者に対する利便性向上と利用促進に取り組んできた。これらの取り組みの結果として、2023（令和 5）年度には、4 万人※を超えるバス利用につながっており、本町に暮らす住民の生活維持に欠かすことのできない移動手段として機能していると考ええる。

そして国や県の整備方針と整合させ、さらに体系的な公共交通活性化策に取り組むため、2019（令和元）年度に「四万十町地域公共交通網形成計画」を策定した。しかし、2020（令和 2）年 3 月に策定した四万十町地域公共交通網形成計画は、その計画期間の当初から新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響を受け、人々の生活様式の激変や、対面による利用促進の取り組みなどが一切実行できない状況となり、この間にも本町の人口は減少を続け、ついに高齢者人口も減少局面に入る状況となった。

そこで、本来であれば 2024（令和 6）年度までを計画期間とする四万十町地域公共交通網形成計画の計画期間を短縮し、大きく変化した社会情勢に対応するため、新たに四万十町地域公共交通計画を策定することとなった。

この計画は、社会情勢の変化やこれからの町民の移動ニーズ、来訪者の移動の可能性を整理し、利便性の高い地域公共交通の実現を目指すことを念頭に置き策定するものである。

※ 2022（令和 4）年 10 月から 2023（令和 5）年 9 月までの 1 年間に町内のバス路線利用者（現金利用者のみ集計）が 20,964 人、コミュニティバス利用者が 20,012 人となっている。

## 1-2. 計画の位置づけ

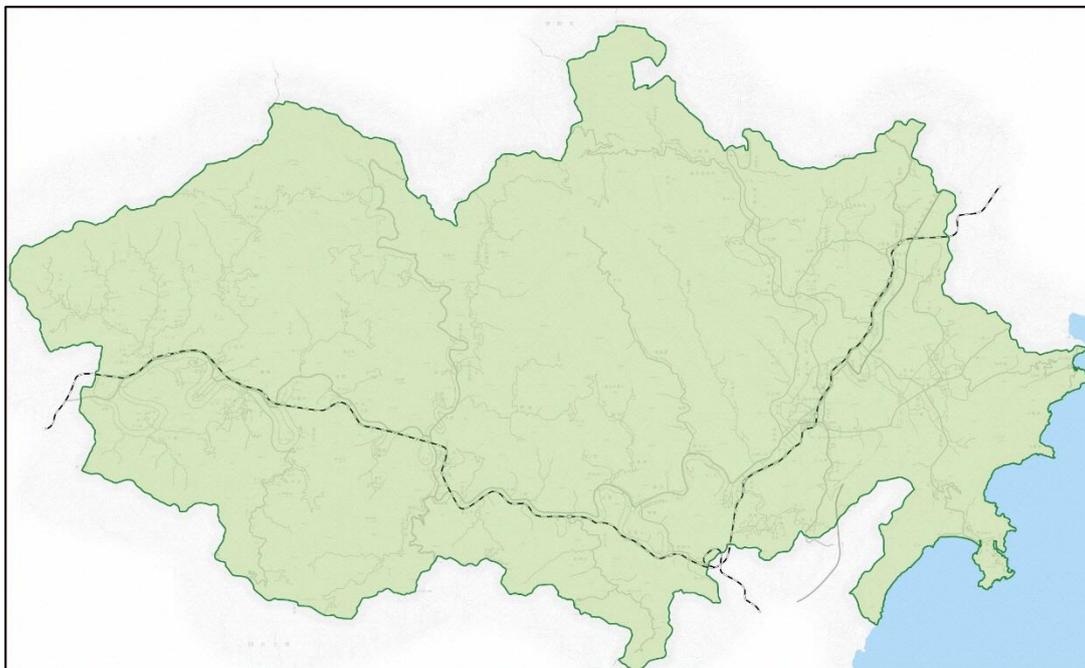
本計画は、本町の上位計画である「第2次四万十町総合振興計画」と関連計画「第2期 四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に準拠するとともに、関連する計画との整合と連携を図りつつ、公共交通政策のマスタープランとして策定するものである。

## 1-3. 計画の対象とする区域

本計画の対象区域は、四万十町全域とする。

ただし、公共交通の路線を共有する自治体とは、その利便性向上及び維持のために協力していくものとする。(68 ページにて詳述)

図：計画の対象地域 四万十町全域



## 1-4. 計画の期間

本計画の計画期間は、2024（令和6）年度から2029（令和10）年度までの5年間とする。

